

## 神奈川県川崎競馬組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成 12 年 4 月 1 日条例第 11 号)

改正 (令和 2 年 2 月 25 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱いに関する協定書」に基づき派遣する職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる会計年度任用職員、以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第 2 条 職員（川崎市から派遣された職員は除く。）の勤務時間、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 54 号）の規定の例による。

2 川崎市から派遣された職員については、前項の規定にかかわらず、週休日又は休日並びに休暇の種類及びその日数は、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 34 年川崎市条例第 30 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める部分は、公布の日から施行する。